

第11回

読谷村農業委員会会議録

第11回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和３年７月２８日（水）			
開催時刻		１４時００分 開会 １５時３０分 閉会			
開催場所		読谷村文化センター 中ホール			
農業委員の出欠状況		出席者８名 欠席者２名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
１番	伊波 正景	出	６番	知花 勝也	出
２番	屋宜 清	欠	７番	知花 竜	出
３番	上地 和豊	欠	８番	知花 毅	出
４番	與久田 一徳	出	９番	真栄田 武	出
５番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況					
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		欠	江田 守恭		出
議事録署名委員		４番 與久田 一徳 ５番 比嘉 健二			
事務局職員		局長 新垣 功 係長 當山 元進 山内 達也			
議事参与者					

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第7号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第39号 非農地証明願いについて
日程9	議案第40号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について
日程10	議案第41号 読谷村農地パトロール実施要領（案）の制定について

事務局

定刻になりましたので、令和３年度第11回読谷村農業委員会総会のまず出席状況について報告いたします。

議席２番の屋宜 清委員、議席３番の上地和豊委員、あと比嘉光雄推進委員のほうから欠席の連絡を受けております。農業委員会等に関する法律第27条第３項及び読谷村農業委員会会議規則第11条の規定により、会議の成立要件は委員の過半数６名の出席が成立要件となっております。委員過半数の出席が認められましたので、本総会が成立していることを御報告申し上げます。

議事進行につきましては、比嘉会長にお願いいたします。

議長

委員の皆さん、こんにちは。では、ただいまより第11回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

— 日程１．会議録署名委員の指名について —

— 日程２．会期の決定について —

— 日程３．会長諸般の報告について —

日程４の報告第７号 農地転用許可指令の接受について、事務局より説明をお願いします。

事務局

では議案書の２ページをお開きください。

報告第７号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がありました。これは報告ですので、質問がなければ進行したいと思います。

では日程５の議案第36号 農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書３ページをお開きください。

議案第36号 農地法第３条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第36号 農地法第３条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査を省略し、質疑、採決を行ってまいります。

これより審議に入ります。受付番号１番と２番は関連しておりま

すので、一括して審議します。まず、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。今日は3名の委員の方が欠席しておりますけれども、地区担当者の委員の御意見をまずお願いしたいと思います。

推進委員
(棚原)

棚原です。現場を確認しましたが、渡慶次1090番地はバナナも植えられており、継続使用することに問題ありません。

2番の渡慶次1056番もバナナを植えられていますが、多少雑草もあります、使用に関しては問題ありません。渡慶次524番に関しては、今現在はススキが茂っていますが、これを伐採して利用するには問題ないと思います。あとは侵入経路の確保がどのように計画されているのか、事務局のほうで。

事務局

御説明します。この渡慶次潟野原524番ですね。写真の②のほうを御確認をお願いします。この土地、緑で囲まれた部分ですがけれども、そこと渡慶次グラウンドの間に里道が走っております。この写真の右下のほうにあります。そこですね。この右下のほうに道が見えます。ここのほうから乗り入れ口を造って、畑に出入りができるようにしたいと代理人を通して確認しております。

推進委員
(棚原)

以上のことから、許可相当だと思います。

議長

今、棚原委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は原案のとおり決定しました。

続いて、受付番号2番についても原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は原案のとおり決定しました。
次に日程6の議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案をお願いします。

事務局

では議案書9ページをお開きください。
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。
これより受付番号1番の審議に入ります。まず、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。

委員(7番)

7番、知花 竜です。現地確認のほうを上地和豊委員が行っており、周囲は墓地として利用され当該農地も墓地として転用された経緯がある。許可基準適合表がクリアすれば問題ないです。写真のほうは3番になります。許可基準適合表のほうで都市計画課への書類がまだ未提出でバツがついているので不許可相当でお願いします。

事務局

では、事務局から許可基準適合表について説明いたします。この土地、元の面積は560平米あります。読谷村の条例では、500平米以上のときは事前に都市計画課との調整が必要となっておりますが、今日現在確認したんですけれども、まだ役場のほうに提出がされていないということでしたので、バツのままとなります。

議長

これに関連して、ほかに委員から御質疑等ありましたらお願いいたします。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では進行します。知花委員からは許可基準適合表がまだクリアされていないということで不許可相当の御意見がありました。では質疑がなければ質疑を終結して、これより採決を行います。

議長	受付番号 1 番については、御意見のとおり不許可で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号 1 番は不許可で進達することに決定しました。 次に、日程 7 の議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案をお願いします。
事務局	では議案書 10 ページをお開きください。 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。 これより 1 番の審議に入ります。まず、現地を確認した委員の御意見をお願いいたします。
推進委員 (知花)	現地確認者が今日欠席のため、西部地区に関わる部分で現況をよく知っているから説明してほしいということで事務局からありました。地図ナンバー 4、そして地区担当者意見の中にもありますように西部土地改良事業で生み出された土地ということで、別段問題はございません。以上です。
議長	ただいま知花委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。 (「異議なし」の声あり)
議長	なければ進行したいと思います。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号 1 番については、御意見のとおり許可相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。
	次の審議に入ります。受付番号2番と3番は関連しているので、一括して審議を行います。現地を確認した委員の意見を伺います。
委員（8番）	先日、事務局と現地調査を行いました。申請地は県道6号線から長浜に行く、カービラ地区というところで、すぐ県道6号線沿いにあって、立地基準的には第二種農地で周辺も宅地利用等されています。一般住宅を建築するには何ら問題はないと考えています。
議長	ただいま知花委員のほうからは許可相当の御意見でありますけれども、ほかの委員からの御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。 （「進行」の声あり）
議長	では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番については、御意見のとおり許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。 続いて3番を許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。 次の審議に移ります。受付番号4番の審議に入ります。現地を確認した委員の御意見をお願いします。
委員（1番）	はい、1番伊波です。現場を確認しました。周囲は住宅も多く、利用されている住宅地で、一般住宅を建築する計画で問題ないと思

います。許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。以上です。

議長

ただいま伊波委員のほうからは、何ら問題なく許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

では質疑を終結し、採決を行います。受付番号4番については、御意見のとおり許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号4番については許可相当で進達することに決定しました。

続いて、日程8の議案第39号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書12ページをお開きください。

議案第39号 非農地証明願いについて。

議長

ただいま議案第39号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。

推進委員
（江田）

はい、江田です。現地のほうは屋宜委員のほうが確認しております。現在こちらのほうは雑草が密に生い茂っていて、農地として利用することは難しいと思います。周りは住宅や保育園、原野に囲まれていますので、非農地としていいのではないかと思います。

議長

ただいま江田委員のほうからは証明相当の御意見を伺いました。ほかに御意見ございましたら、お願いしたいと思います。なければ進行してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号1番については、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。

次に、日程9の議案第40号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書14ページをお開きください。

議案第40号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。

議長

ただいま議案第40号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ、質疑をお願いしたいと思います。

委員(9番)

9番真栄田です。基盤強化法では認定農家とありますけど、この方はうるま市ですよね。それが市外にも該当するのか。事務局、ちょっと説明をお願いします。

議長

では事務局、説明をお願いします。

事務局

そうですね。今回うるま市の方ということで居住が村外ということではあるのですが、認定農業者であります。この利用権設定のほうで、その居住地以外の方であった場合に利用権を設定できないというところがございますので、そういった意味でも逆に利用権設定をさせないという判断はできないというふうに考えております。うるま市のほうからも認定に係る資料等の添付もございますし、耕作証明、そういったのもついております。そういった面で、この利用権設定については問題ないものと考えております。

認定するのは、その居住する市町村長になります。ですからうるま市が認定することになるのですけれども、市町村を超えて営農す

事務局	ることは問題もなく、またほかの市町村で農地を求めたときも、認定農業者が農地を基盤強化法で求めたときはいろんな特典がついたりします。そういった特典も特に問題なく付加することもできますので、今回認定農業者の方は他市ですが、利用権設定は問題がないということになっております。
議長	ほかに御質問ありますか。
委員（５番）	認定をもらった後に、最初はいいいですけど、更新のとき認定にならなくなったりする方もいらっしゃるよ。そのときはまた認定をやり直すという形で、そう思っているのですね。
事務局	はい。
委員（５番）	今の話を聞くと、これは県外からも多分。
事務局	じゃあ事務局からですね。活動している場所からどれだけ離れたところの畑までが集積できるかという疑問があるのですが、基本30キロという一つの目安があります。一応沖縄県はそれでやっています、一応僕たちもおおむねそれで目安としてはやっています。今のところ一番遠い方が那覇市だったかな、ありました。那覇市に居住している方で、読谷で畑をやりたい。一度、3条の買受適格証明のときに住所地が大東島ということがありました。ただ、これは御夫婦の方ですね。単身赴任で大東に行っているだけで、奥さんが那覇市にいらっちゃって、奥さんとその親族の方で畑をやりますということで3条を認めた経緯があります。実際、その方が畑を競争で落として、その後はきちんと畑をやっているようなところもありますので、その辺は見ています。一応説明でも本島外はちょっと無理じゃないですかという話はしています。
議長	ほかに質問、御意見等ある方はどうぞ。なければ進行してよろしいですか。 （「はい」の声あり）

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第40号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり決定されました。

次に、日程10の議案第41号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）の制定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案第41号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）の制定について説明

議長

ただいま議案第41号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）の制定についての提案理由の説明がございました。これより質疑を行いたいと思います。委員のほうからの質疑がある方どうぞ。

推進委員
（知花）

最初に3条関係ですね。19ページですね。第3条の中で（5）、（6）、この件に関してちょっと御説明をいただきたいと思うのですが、パトロールしながら権利関係等の話を私たち農業委員会で調査できるのか。それから仮登記農地の利用状況のという欄です。登記簿謄本、閲覧しないと分かりませんよね。畑を回ってきてやるのかと思っているのですが、ちょっと（5）と（6）がこのパトロールの対象内容になっているが、説明をしていただきたいなと思っています。ただ、今ぱっと配られた農業委員会の業務必携というのを少しぱらっと見たが、この提案されている中身に関しては、この本の中に参考例というふうな形で書かれている。それを踏襲した形でなっているのかどうかも含めて、34ページの黄色い部分の中で、ここでは6と7とあるが、こういうものを参考にしながら、私たちの読谷村としてのものになっているのかどうかを御説明いただきたいなと。パトロールの中で見てないのにどういうふうな形で、事務局でこういうふうにしてしまうのかどうかも含めて、疑問です。

議長

今の質問について、事務局。

推進委員
(知花)

今、この1点目をお願いします。

事務局

19ページ、第3条の5番と6番のほうを説明します。この5番も6番も事務局に対して通知は来ます。通知が来た農地なので、相続税、または贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地なのかどうか。また仮登記農地なのかどうかというのは事務局のほうで確認はできますので、対象にするというあたりで、基本的に各委員の皆さんがそれを把握する必要があるかどうかと言われると、特にそこまで考える必要はないと思っています。事務局のほうでその辺は把握できますので、現地調査をしたときに、ここはそういうところだということですり合わせることは可能だと思っています。

推進委員
(知花)

では議長、次にこの3条の2行目、誰がパトロールをするのかというのが書いてあるのですが、その中で私たち農業委員会も含めて、最後のほうに読谷村とか、地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施する。質問は、農業団体等というのはどこなのか。農協なのか。農業生産法人も最近は確立されているけど、曖昧な表現だなと思うが、実際に一緒に実施していく人たちでしょう。ここの規定の仕方がファジーだなと思うのだけど。これでいいのですか。こういうふうな規定のやり方というのも、県とか他の市町村にもパトロールの人と同じような感じでやっているのでしょうか。農業団体等ですから、読谷村においてはどのようなのでしょうか。

事務局

ここで言っている農業団体というのは長浜の土地改良区を指しています、誰が畑をしているか、その地権者は誰かということを基にして現地確認し、利用意向調査にも繋げるので、その辺の情報は長浜の土地改良区が今最適かと考えています。もちろん生産団体、JA等も、それぞれ耕作者の情報を持っている団体なので、場合によっては意見照会等の協力を求めるということも考えています。ちょっと細かく書いていくと少しファジー過ぎないかという御意見ですが、今回このような表現にしたのはあまり限定した言い方をすると対象外となる場合もある為、農業団体という表現を今回使いました。他の適切な表現も少し考えていきたいと思っています。

推進委員
(知花)

農業団体とはどこが決めるのか、農業委員で決めるのか、村が決めるのか、農協が決めるのか、農業団体ってそれぞれ違うと思う。表現の仕方は他市町村でも同じなのか、あるいは県の指導で決めるのか、特定はしないという形の説明で受けますが、農業団体という場合には全県的なレベルもあるし、曖昧な形にすると拡大解釈されてしまう危険性があるから、「村内の」というふうな形だとか、括った形がいいのではないかな。

関連した形になりますが、7条です。連絡・調整をうたっているのですが、実施に当たって沖縄県農業会議及び沖縄県農政経済課との緊密な連携、調整を図ると言っているが、僕は読谷村の部局が出てくると思ったが、なぜ県レベルと綿密な連絡を図る必要があるのか。どの事項が緊密な連絡を図る内容なのか、少しお聞かせいただきたい。普段は顔を出さないような県団体がいきなり出てきたものだから、なぜだろうと思います。

事務局

まず沖縄県農業会議というのは、組織的に言えば各市町村農業委員会を束ねているのが沖縄県農業会議、各都道府県の農業会議を束ねているのが全国農業会議ということになっています。また、この調査に関しては、例えば今まで沖縄県農政経済課というのは束ねるわけではないですが、沖縄県市町村という形でまとめているのが農政経済課になります。今回2つの調査ということで、荒廃農地調査というものを2つ、今まで読谷村がやっていた調査も含めて農業委員会事務局がやることになりましたので、2つそれぞれ調査が持っている意味とか、分からないこともやっぱり多々出てきます。こういった場合、こういった解釈をするのですかと、多分こう、と思って調査していったら、実は違っていましたとなると、またもう一回やり直すことも時間がもったいない。そうならないために、逐一2つの場所に意見確認しながら、二度手間にならないために効率的に調査を行いたいと思っていますので、それぞれ農業会議や沖縄県農政経済課と緊密な連携調整を図るという文言を入れさせていただきました。

推進委員
(知花)

この点はよく分かりました。これまで3条申請の問題と利用権設定の問題で読谷村の行政、ここの作業の分担がされていますよね。ですから、この調査の中でなぜ村の農業推進課というふうな、

連絡・調整というのがないのかなと。これまで3条の問題と利用権設定の場合には、食い違いがあるものだから、もう農業委員会に全部任すというふうな形の中身になるから、読谷村の行政機関の名前は調整しなくてもいいというふうな形で解釈していいのか。

事務局

利用権設定、3条の話と切り分けますが、実は3条の農地パトロールを実施するものの中に、読谷村は入っています。3条の2行目ですね。最適化推進委員、農業委員会事務局、読谷村、ここをあえて農地活用推進課と入れなかったのは、農地活用推進課と営農地産地消推進課の2課があり、2課入れるより読谷村としています。一緒に実施するメンバーの中に読谷村は入っているので、外部のほうには入れていません。

推進委員
(知花)

今までの3条申請と利用権設定で、村行政と農業委員会との関係で役割分担が随分違うなということで感じています、そことは違ってパトロールが連携されるのかなと思ってお聞きいたしました。

事務局

調査のやり方ですけれども、まず現地調査を皆さんと一緒に回ってきたときに、この調査結果をどこの畑が耕作されていなかったということに関しては、すぐ営農地産地消推進課や農地活用推進課、あと土地改良区等にすぐ照会する予定です。そうすると、土地改良区や村としての見識もわかります。去年も「ここは耕作予定だよ」ということで、相手が持っている情報から遊休地から除外したこともあります。

議長

知花委員、今の事務局の説明、回答に対して御理解いただけたでしょうか。よろしいでしょうか。

推進委員
(知花)

事務局の説明で調査する側の読谷村も一緒に入っているなら問題ない。

議長

ほかに御質問ありませんでしょうか。

(「進行」の声あり)

議長

では進行の声がありますので質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題になっております議案第41号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）の制定につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり決定されました。

日程1番から日程10番まで終了しましたので、議決事項における議事整理については会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第11回総会は無事終了しましたので、御礼を申し上げます。

それではこれで閉会します。